

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号					
手続名	漁獲割当割合の移転の認可	根拠条項	第21条第1項					
審査基準	<p>1 次のいずれかの場合に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合 複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の中で漁獲割当割合の移転をする場合 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を使用することを廃止し、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等が滅失し、又は沈没したため、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を借り受け、又はその返還を受けることにより当該船舶等を使用する権利を取得する者に当該漁獲割当割合を譲り渡す場合 <p>2 漁獲割当割合の移転を受けようとする者が、次の各号の一に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 暴力団員等がその事業活動を支配する者 その申請に係る漁業を営むに足る経理的基礎を有しない者 佐賀県資源管理方針で漁獲割当割合設定者の資格を定めている場合は、その資格を満たさない者 							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	30日
							標準経由期間	日